産業振興部 商工振興課

担当:課長 小山智史

内線:2230

三木市中小企業事業継続支援給付金の 支給対象等を拡充します

本年5月7日から申請の受付を開始した標記制度について、6月22日(月)より、対象となる融資の期限を延長するとともに、支給対象を拡充します。

1 制度の概要

市内に主たる事業所を有する中小企業・個人事業主で、対象となる融資の期限までに新型コロナウイルス感染症対策として規定されている融資を受けた方に対し、融資額の5%(上限30万円)を支給する。

2 対象となる融資の期限

6月30日(火)から 9月30日(水)へ3か月延長

3 申請期限

7月31日(金)から 10月30日(金)へ3か月延長

4 支給対象者の拡充(所在地要件を変更)

- (拡充前) ①<u>市内に住民登録があり</u>、市内に主たる事業所・店舗を有している個人 事業主
 - ②市内に本社・本店登記がある会社
- (拡充後) ①市内に主たる事業所・店舗を有している個人事業主
 - ②市内に主たる事業所・店舗を有している会社

問い合わせ先 三木市産業振興部商工振興課中小企業振興係 電話 0794-82-2000 (内線 2234)